

重要電源開発地点の指定について

第48回原子力小委員会（2026年3月31日）資料3より抜粋

- 発電所の設置にあたっては、「地球環境問題への対応」及び「電力の安定供給確保」の観点から、**推進することが特に重要な電源開発に係る地点**について**国が指定**し、電源開発の円滑な推進を図る制度（「**重要電源開発地点指定制度**」）が**2005年2月に創設**（旧電源開発促進法に基づく「電源開発基本計画」の機能を承継）
- 国が推進することが特に重要な電源開発に係る地点について、経済産業大臣が、電気事業者の申請に基づき、関係府省庁間の協議や都道府県知事への意見照会を行った上で、指定を行う。

重要電源開発地点制度の概要

対象電源

- 原子力
- 水力（1万kW以上）
- 地熱（1万kW以上）
- 火力（沖縄県内の1万kW以上）

指定の効果

- 電源開発の円滑な推進（地元合意の形成、関係省庁との事前調整手続等）
- 電源立地交付金※の増額
※環境影響評価開始後の交付分

指定の解除

- 指定の要件のいずれかに適合しなくなったとき、指定を解除することができる。
- 指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。

指定実績（原子力）

名称	位置	指定日
島根（3号） 【中国電力】	島根県 八束郡 鹿島町	2005.2.18
上関（1・2号） 【中国電力】	山口県 熊毛郡 上関町	2005.2.18
大間 【電源開発】	青森県 下北郡 大間町	2005.2.18
敦賀（3・4号） 【日本原子力発電】	福井県 敦賀市	2005.2.18
東通（1・2号） 【東京電力】	青森県 下北郡 東通村	2006.9.13
川内原子力（3号） 【九州電力】	鹿児島県 薩摩川内市	2010.12.16

現行の重要電源開発地点の指定の手続き（原子力関係）

重要開発地点 の申請

- 事業者は以下を記載した申請書を提出
- 炉型(BWR、PWR、ABWR、APWR)
 - 最大出力
 - 市町村長の同意の状況
 - 他

申請後のプロセス

- 申請を受けた政府の対応
- 都道府県知事の意見照会
 - 関係府省の協議連絡の場

重要電源開発地点 の指定

- 指定にあたる要件
- 供給計画に記載
 - 環境影響評価法の手続が終了
 - 原子力発電の立地に係る公開ヒアリングが終了
 - 市町村長の同意
 - 都道府県知事の意向の考慮
 - 関係府省の同意
 - 他

重要電源開発地点の指定について

電源開発に関する基本的考え方

第49回原子力小委員会（2026年6月5日）資料2より抜粋

- 電源開発において、予見性確保の観点から、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化は重要である。
- 原子力については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、安全性の確保は、原子力規制委員会が一元的に確認することとなっている。また、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、将来的な既設炉の供給力の大幅な喪失を踏まえ、次世代革新炉への建て替え等を進めていくこととしている。
- こうした原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状の整合性を確保するとともに、国も地域理解の観点から一歩前に入るための見直しを行う。
 - ① 事業者が申請書に記載する原子力の種類（炉型）について
 - ② 開発電源の「供給計画への記載」について
 - ③ 公開ヒアリングのあり方について

①事業者が申請書に記載する原子力の種類（炉型）について

- 第7次エネルギー基本計画では、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、次世代革新炉の開発・設置に取り組むこととしている。
- 他方、現行制度では、事業者が申請書に記載する原子力の種類（炉型）について、制定当時存在していた炉型を前提としている。具体的には、「軽水減速冷却沸騰水型、改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型、軽水減速軽水冷却加圧水型及び改良型軽水減速軽水冷却加圧水型」のいずれかのみを記載することとしており、将来的に建設が見込まれる炉が含まれていない。
- このため、次世代革新炉の記載を認めることとしてはどうか。

【記載例】

- ✓ 「革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別」とする。

② 開発電源の「供給計画への記載」について

- 経済産業大臣が地点を指定するにあたっては、当該電源の開発に係る計画の具体化が確実にあることを要件の一つとしており、供給計画への記載等によって確認している。
- 原子力については、原子力規制委員会が設立されて以降、供給計画における記載に関し、原子炉等規制法に基づき提出される届出等と可能な限り整合を図ることを求めている（※）。このため、原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられる。
- 一方で、地点指定制度の趣旨・目的は、電源開発の手続きに係る円滑化であるところ、当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態は、適正化する必要があるのではないか。

【記載例】

- ✓ 供給計画に「原則として」記載されていることとする。

※「供給計画届出書の記載要領」

（毎年度、資源エネルギー庁において、供給計画の届け出について様式への記載の際の参考とするため、記載要領を作成し、電気事業者に対し連絡することとしている。資源エネルギー庁HPにて公表）

③公開ヒアリングのあり方について

- 原子力発電所の立地にあたっては、公開ヒアリングを実施（※）することにより、発電所を設置しようとする者の出席を求めて説明を行わせることなど、国は地域の理解と協力を得るよう努めることが求められている。

※なお、原子力発電所の立地の円滑な推進を図るために経済産業省が行う公開ヒアリングに加え、原子力安全委員会が、原子力施設の安全性について第二次公開ヒアリングを実施していた（当該委員会の解散に伴い失効）。

- 第7次エネルギー基本計画にも記載のとおり、原子力利用は、立地地域の関係者の理解と協力を支えられており、国は、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組むことが重要。このため、地点指定に係る公開ヒアリングの場では、国も、足下のエネルギーに関する情勢等について説明を行っていく。
- その上で、ヒアリングの開催時期は、事業者による指定に係る申請を受けた後となることから、その点を明記することとしてはどうか。
 - ✓ 重要電源開発地点制度における申請受理後の対応として、国は、事業者から申請があった場合には、重要電源開発地点の指定前に原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングを行わなければならない旨を新設。
 - ✓ 原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングの実施において、国は「足下のエネルギーに関する情勢等について説明を行う」旨を記載。
- 申請にあたって、事業者は、開発地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況についても申請時に記載することとしている。一方で、事業者が国に申請を行う段階では、必ずしも同意に関する確認ができるとは限らないことから、申請段階では協議状況について記載するとともに、指定にあたって充足されるべき要件について、内容をより明確化する必要があるのではないかと。
 - ✓ 重要電源開発地点制度における申請時の項目として「市町村長の同意の状況」を「市町村長への協議の状況」へ修正。
 - ✓ 重要電源開発地点制度における意見照会や同意の趣旨を明確化する観点から、「地点の指定に係る」同意や意見照会をする旨を付記。